

# 「弘前商工会議所会報」 広告掲載利用申込要項

弘前商工会議所

1. 弘前商工会議所会報広告掲載サービス(以下、「当サービス」という。)は、弘前商工会議所 (以下「当所」という。)が毎月 15 日に発行する「弘前商工会議所会報」に、広告を掲載し、当所会員に周知を企図することで、相互の経営の発展に資することを目的に実施します。
2. 当サービスを利用する際の広告物のサイズは下記に料金と共に記載しております。
3. 当サービスの利用は、原則として、当所会員に限らせていただきます。  
但し、当所会員であっても、当サービスの利用を希望する時点において、申込み当該年会費の未納がある場合等は、利用をお断りします。  
なお、公的機関からの申し込みの場合や、会員以外で当所が折込みを認めた場合など、例外的な申込みについては、料金加算も含めて別途協議の上決定します。
4. 次の条項に該当したり、当所が不適當であると認めた場合、当サービスは利用できないものとします。
  - ① 公序良俗に反すること。
  - ② 関係法令に反すること。
  - ③ 政治活動・宗教活動・社会問題に関するもの。
  - ④ 個人・団体等の意見広告を内容とするもの。
  - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に掲げる営業に該当すること。
  - ⑥ 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切であるもの。
  - ⑦ 他の会員、消費者等に対し、不当な利益を与える恐れがあるもの。

5. 当サービスの内容に関する責任は、その一切を利用者(広告主)に帰属します。

当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、当所は一切の責任を負いません。

また、当サービスの利用に関する手続き事務は、当所並びに利用者の双方が誠意を持って対応するものとします。

6. 当サービスの利用料金は、次のとおりとします。

広告サイズ	料金
1/12 ページ (H45mm×W90mm)	11,000 円
1/6 ページ (H45mm×W180mm)	22,000 円
1/2 ページ (H135mm×W180mm)	66,000 円

※ 上記は消費税込の料金です。

※ 上記サイズ以外をご希望の場合はご相談ください。

7. 当サービスの申込み締切日は、発行月前月 1 日まで、原稿提出期限は発行月前月 15 日までとします。

なお、スペースの関係上、掲載できない場合もあります。

8. 当サービスでの広告掲載場所については、当所に一任させていただきます。

9. 当サービスの利用料金は、「弘前商工会議所会報」発行後に当所から利用者に請求いたします。利用者は請求書に定められた期日までに入金をお願いします。

なお、長期契約の場合は、契約終了後に当所から請求いたします。

10. 当所の「弘前商工会議所会報」は、毎月 15 日に会員企業他に発送しておりますが、諸般の事情等により発送が遅れる場合があります。

11. この運用規定に同意し、当サービスの利用を希望する会員等は、申込書及び広告をデータにてご提出ください。

なお、申込み手続きは、半年契約や 1 年契約以外は、前回同様の内容であっても、毎回必要になります。